



島根県報

平成28年9月6日（火）

号外 第151号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第563号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町高尾1581番1地先から同348番6地先まで	前	A	メートル 3.50～8.00	メートル 416.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	10.00～49.00	420.00	
			後 B	10.00～49.00	420.00		
〃	川本波多線	邑智郡美郷町乙原637番2地先から同597番1地先まで	前	A	3.70～27.50	228.40	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置
				B	8.10～9.00	226.70	
			後	A	3.70～27.50	228.40	
〃	仁摩邑南線	大田市祖式町2669番1地先から同町2666番4地先まで	前	A	6.99～8.49	149.12	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
				B	9.20～11.67	149.12	
〃	益田澄川線	益田市美都町笹倉1508番11地先から同市下波田町757番1地先まで	前	A	4.20～30.50	1,650.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 拡幅
				B	7.00～90.60	1,180.00	
			後	A	4.20～30.50	1,650.00	
				B	7.00～93.60	1,180.00	

島根県告示第564号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田澄川線	益田市美都町笹倉1508番11地先から同市下波田町757番1地先まで	メートル 1,180.00	平成28年 9月19日	益田県土整備事務所	
〃	津和野須佐線	鹿足郡津和野町中曽野928番6地先から同番4地先まで	89.08	平成28年 9月6日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町原田1526番1地先から同町上西33番1地先まで	411.10	平成28年 9月10日	隠岐支庁県土整備局	